

千葉県職員倫理条例(仮称)等の制定について(素案)

全庁的なコンプライアンスの徹底を図り、県政に対する県民の信頼を確保するため、県職員が遵守すべき事項等を示した職員倫理に関する条例等を制定することとしています。
この度、その概要(イメージ)案を以下のとおり作成しましたので、お示しします。

〈ポイント〉

- 1 国家公務員倫理法、同倫理規程及びこれらに違反した場合の懲戒処分の基準が平成12年に施行されて以来、多くの事例を積み重ねつつ、実態に即した所要の改正を加えるなど、実効性を上げるための取組がなされていることから、本県においても、同法、同規程及び同基準の内容を基本として条例等を制定する予定です。
- 2 条例では、対象となる職員の定義、倫理原則、贈与等の報告義務、審査会や倫理監督者の設置について定め、規則では、利害関係者の定義、利害関係者との具体的な禁止行為等について定めます。併せて、条例・規則に違反した場合の懲戒処分の基準を定めます。
- 3 今後のスケジュールは、9月から約1か月間、条例・規則についてパブリックコメントを行い、県民の皆様の意見を聴いたうえで、12月議会に条例案を提出する予定です。
条例が可決された場合に、規則と懲戒処分の基準を制定し、その後、職員への周知等を行い、平成31年4月からの施行を目指す予定です。

※本県の独自規定

概要(イメージ)

1 総則	千葉県職員倫理条例(仮称)		千葉県職員倫理規則(仮称)
<p>➢ 目的 職務に係る倫理保持に必要な措置を講ずることで、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する県民の信頼を確保する。</p> <p>➢ 定義等 ①職員(倫理条例の対象) 一般職の職員・特別職(教育長及び公営企業管理者に限る。以下「教育長等」という。) ②事業者等 法人その他の団体・事業の利益のためにする行為を行う場合における個人(事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなす。)</p> <p>➢ 倫理原則 ①県民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たらなければならない。 ②職務や地位を私的利益のために用いてはならない。 ③県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。</p> <p>➢ 公表 倫理の保持に関する状況及び施策について毎年、公表する。</p>			<p>1 倫理行動規準 倫理原則等を、倫理保持を図るための遵守すべき規準として、行動する。</p> <p>2 利害関係者 …職員が職務として携わる次の事務の相手方 ①許認可等の相手方 ⑤行政指導を受けている者 ②補助金等の交付の対象者 ⑥事業の発達、改善及び調整に関する事務の相手方となる営利事業者 ③検査等を受ける者 ⑦契約の相手方(申込みをしようとする者も含む) ④不利益処分の名宛人 ⑧職員が職務として携わる事務についての入札に参加するために必要な資格を有する事業者(「千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿」及び「物品等入札参加業者適格者名簿」の登録業者)※</p> <p>3 禁止行為 (1)禁止行為 ①金銭、物品等の贈与を受けること ⑤未公開株式を受けること ②金銭の貸付けを受けること ⑥供給接待を受けること ③無償で物品等の貸付けを受けること ⑦遊技、ゴルフ、旅行をすること ④無償でサービスの提供を受けること ⑧第三者に対して禁止行為をさせること</p> <p>(2)禁止行為から除外される行為 広く一般に配布される宣伝用物品等を受領すること、職務で出席した会議で簡素な飲食物の提供を受けること、多数の者が出席する立食パーティーで飲食の提供を受けること 等</p> <p>4 禁止行為の例外(私的な関係のある利害関係者について) 私的な関係がある利害関係者(親族関係等職員となる前からの関係がある者)との間では、県民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限り、禁止行為を行うことができる。</p> <p>5 利害関係者以外の者との間の禁止行為 供給接待を繰り返し受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超える供給接待等を受けてはならない。</p> <p>6 倫理保持阻害行為 他の職員が倫理規則違反によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ってはならない。</p> <p>7 利害関係者と共に飲食をする場合の届出 自己の飲食の費用を自己負担する等、利害関係者の負担によらないで利害関係者と飲食する場合は、その費用が1万円を超える場合は倫理監督者へ事前に届け出なければならない。</p> <p>8 講演等に関する規制 利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて講演や監修をしようとする場合、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。</p> <p>9 倫理監督者への相談 利害関係者に該当するか、禁止行為に該当するか判断できない場合、倫理監督者に相談する。</p> <p>10 贈与等の報告 講演等の報酬は、贈与等報告の対象となる。 贈与等報告書には、贈与等の内容やその事業者との関係、供給接待を受けた場合はその内容、事業者等の役員等からの贈与の場合はその役職や氏名などを記載する。</p> <p>11 倫理監督者 倫理監督者は、条例に規定する責務を果たすほか、違反行為があった場合は知事に報告する。 倫理監督者は、その指定する職員に、職務の一部を行わせることができる。</p>
<p>2 千葉県職員倫理規則 ・知事は、倫理原則を踏まえ、千葉県職員倫理規則(仮称)を制定する。 ・倫理規則には、利害関係者からの贈与等の禁止及び制限等や利害関係者との接触などに関し、職員が遵守すべき事項が含まれていなければならない。 ・倫理規則の制定改廃に際しては審査会の意見を聴く。 ・知事以外の他の任命権者は、職員の倫理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3 贈与等の報告・公開 ➢ 贈与 管理職員等及び教育長等は、事業者等から1件5千円を超える贈与等を受けたときは贈与等報告書を任命権者に提出する。 ➢ 株取引・所得 部長級の職員及び教育長等は、株取引等報告書及び所得等報告書を任命権者に提出する。 ➢ 報告書の保存・閲覧 5年間保存。何人も1件2万円超の贈与等報告書の閲覧を請求できる。 ➢ 報告書の写しの送付 任命権者は、贈与等報告書等の写しを審査会に送付する。</p>			
<p>4 職員倫理審査会(仮称) ➢ 設置 現行の「千葉県コンプライアンス委員会」を附属機関として位置づけ、以下の所掌・権限を担わせる。 ➢ 所掌・権限 ・倫理規則の制定、改廃に関する意見の申出 ・体制整備、研修に関する指導、助言 ・贈与等報告書等に対する意見の申出 ・倫理保持のため監督上必要な措置を求めること ➢ 守秘義務 ・委員は、職務上知ることのできた秘密をもらしてはならない。</p> <p>5 倫理監督者 ➢ 設置 各任命権者に倫理監督者を1名設置する。 ➢ 責務 倫理保持に関し必要な指導・助言や倫理保持のための体制整備を行う。</p>	<p>懲戒処分の基準 千葉県職員倫理条例・規則に違反した場合の懲戒処分の基準を、国の基準を基本として作成する。</p>		

(参 考)

国家公務員倫理法・倫理規程に違反した場合の懲戒処分の基準

※この基準の内容を基本として、千葉県版の懲戒処分の基準を作成する予定

	違反行為	懲戒処分の種類
1	各種報告書を提出しないこと	戒告
2	虚偽の事項を記載した各種報告書を提出すること	減給又は戒告
3	利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること	免職、停職、減給又は戒告
4	利害関係者から不動産の贈与を受けること	免職又は停職
5	利害関係者から金銭の貸付けを受けること	減給又は戒告
6	利害関係者から無償で物品の貸付けを受けること	減給又は戒告
7	利害関係者から無償で不動産の貸付けを受けること	停職又は減給
8	利害関係者から無償で役務の提供を受けること	免職、停職、減給又は戒告
9	利害関係者から未公開株式を譲り受けること	停職又は減給
10	利害関係者から供応接待(飲食物の提供に限る。)を受けること	減給又は戒告
11	利害関係者から遊技又はゴルフの接待を受けること	減給又は戒告
12	利害関係者から海外旅行の接待を受けること	停職、減給又は戒告
13	利害関係者から国内旅行の接待を受けること	減給又は戒告
14	利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること(遊技又はゴルフの接待を受ける場合を除く。)	戒告
15	利害関係者と共に旅行をすること(旅行の接待を受ける場合を除く。)	戒告
16	利害関係者をして第三者に対し3から15までの違反行為欄に掲げる行為をさせること	3から15までの違反行為に応じその右欄に掲げる懲戒処分の種類に準じて、免職、停職、減給又は戒告
17	利害関係者に該当しない事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること	減給又は戒告
18	利害関係者につけ回しをすること	免職、停職又は減給
19	利害関係者に該当しない事業者等につけ回しをすること	減給又は戒告
20	補助金や国の経費により作成される書籍等又は作成数の過半数を国が買入れる書籍等の監修又は編さんに対する報酬を受けること	免職、停職、減給又は戒告
21	他の職員が倫理規程に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながらこれを受け取り又は享受すること	免職、停職、減給又は戒告
22	倫理法等違反の疑いのある事実について虚偽の申述をし又は隠ぺいすること	停職、減給又は戒告
23	部下の倫理法等違反の疑いのある事実を黙認すること	停職又は減給
24	自己負担又は第三者負担で利害関係者と共に自己の費用が1万円を超える飲食をする場合に倫理監督官に届け出ないこと	戒告
25	自己負担又は第三者負担で利害関係者と共に自己の費用が1万円を超える飲食をする場合に虚偽の事項を倫理監督官に届け出ること	減給又は戒告
26	倫理監督官の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行うこと	減給又は戒告

※ この表は基本となる基準を示したものであり、行為の態様等によりこの基準よりも重い懲戒処分又は軽い懲戒処分が行われることがあります。